

# ○東松山市議会委員会傍聴規程

平成20年12月24日

議会訓令第4号

改正 平成27年3月23日議会訓令第3号

(趣旨)

**第1条** この規程は、東松山市議会委員会条例（平成4年東松山市条例第28号。以下「委員会条例」という。）第18条の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

**第2条** 傍聴人の定員は、5人とする。

2 特別の事情がある場合は、委員長が委員会に諮って傍聴人の定員を変更することができる。

(傍聴の手續)

**第3条** 傍聴の受付は、委員会開議予定時刻の30分前から議会事務局の窓口で行う。

2 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、自己の住所及び氏名を委員会傍聴人受付票（様式第1号）に記入し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

3 前項の傍聴券は、受付の先着順に交付する。ただし、傍聴希望者が受付開始時に定員を超えたときは、抽選により交付する。

4 議会運営委員長は、議会運営委員会の傍聴希望者で傍聴券の交付を受けた者の傍聴の可否を決定する。

5 傍聴人は、傍聴券を常時見えるところに着用しなければならない。

6 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に委員会室に入らなければならない。

7 傍聴人は、傍聴を終え退室しようとするときは、傍聴券を係員又は議会事務局に返還しなければならない。

8 傍聴人の退室により補充を行う場合は、議会事務局の窓口で待機している傍聴希望者のうち、委員会傍聴人受付票の受付順に順次定員までを傍聴人とし、傍聴券を交付する。

(議員の傍聴)

**第4条** 議員は、前2条の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(傍聴券)

**第5条** 傍聴券は、発行当日に限り有効とする。

2 傍聴券は、他に譲渡又は貸与してはならない。

(委員会室に入ることができない者)

**第6条** 委員会室に入ることができない者については、東松山市議会傍聴規則（平成4年東松山市議会規則第2号。以下「傍聴規則」という。）第5条の規定を準用す

る。この場合において、傍聴規則第5条中「傍聴席」とあるのは「委員会室」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

**第7条** 傍聴人の守るべき事項については、傍聴規則第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、傍聴規則第6条及び第7条中「議場」とあるのは「委員会室」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(秘密会の開会による退場)

**第8条** 委員会条例第19条に規定する秘密会となった場合には、傍聴人は、委員長の命により退場しなければならない。

(係員の指示)

**第9条** 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(規程違反者に対する措置)

**第10条** 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(委任)

**第11条** この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月23日議会訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 様式第1号 (第3条関係)

委員会傍聴人受付票		
事 項	記 入 欄	
住 所		
氏 名		
傍 聴 日	年 月 日	
委員会名	委員会	
事務局記入欄	受付 番	傍聴券番号 ・ 返却 <input type="checkbox"/>

様式第2号（第3条関係）

No.

委員会

傍聴券

東松山市議会

（傍聴終了後は事務局へお返してください）